

# 地域型保育事業の認可について

平成28年2月19日

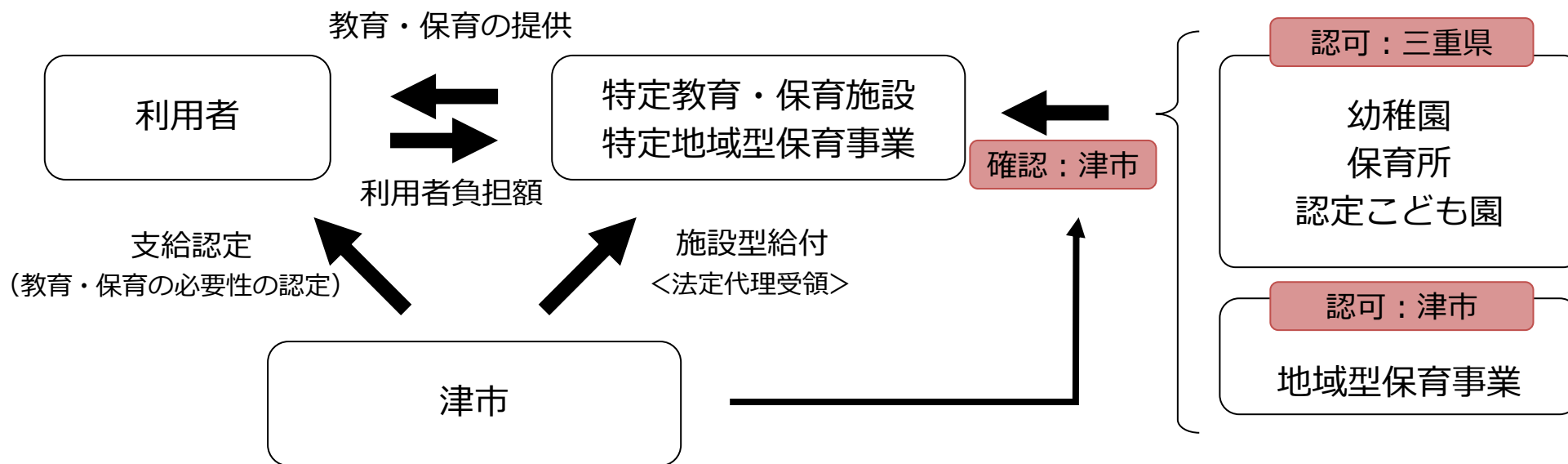
津市健康福祉部 子育て推進課



## 子ども・子育て支援新制度について

■子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所など、どの施設を利用しても等しく教育・保育が受けられるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共有の給付（施設型給付）と小規模保育事業への給付（地域型保育給付）が創設されました。

また、施設型給付と地域型保育給付は、確実に学校教育・保育に要する費用に充てられるよう、利用者への直接的な給付ではなく、施設等が代理で給付を受け、利用者は施設等からサービスの提供を受ける仕組み（法定代理受領）となっています。



## 地域型保育事業の概要

新制度では、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するため、小規模保育等への給付として地域型保育給付を創設し、地域型保育事業を市町村の認可事業に位置付けました。このことにより、利用者の多様な希望に合わせて保育の選択、利用ができるようになりました。

- 国、都道府県及び市町村以外のものは、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。また、市町村長は認可の申請があったときは、条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項各号に掲げる基準によってその申請を審査しなければならない。  
(児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項、第 3 項)
- 市町村長は家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。  
(児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項)
- 市町村長は審査の結果、条例で定める基準に適合しており、かつ児童福祉法に掲げる基準に該当すると認めるときは、認可をするものとする。  
ただし、市町村長は、この申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、当該区域の必要利用定員総数（量の見込み）にすでに達しているときなどは認可をしないことができる。この場合において、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、地域の実情に応じて、認可を行うことが望ましい。  
(児童福祉法第 34 条の 15 第 5 項、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)

## 地域型保育事業の事業類型と認可基準

	事業主体	実施場所等	職員数	職員資格	保育室等	給食	定員
小規模保育[A型]	民間事業者、市町村等	施設、その他の場所	保育所配置基準+1名	保育士	0・1歳児 : 3.3㎡/1人 2歳児 : 1.98㎡/1人	自園調理 (連携施設等からの搬入可)	6~19人
小規模保育[B型]				1/2以上が保育士			
小規模保育[C型]			0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2)	家庭的保育者	0~2歳児 : 3.3㎡/1人		6~10人 (経過措置あり)
家庭的保育	民間事業者、市町村等	保育者の居宅、その他の場所、施設	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合 5:2)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	0~2歳児 : 3.3㎡/1人	調理設備  調理員	1~5人
事業所内保育	事業主等	事業所内等	定員 20名以上…保育所と同様 定員 19名以下…小規模保育A型、B型と同様				1~20人以上 (利用定員による)
居宅訪問型保育	民間事業者、市町村等	保育を必要とする子どもの居宅	0~2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—	1人

### <参考> 保育所

職員数	職員資格	保育室等	給食	定員
0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士	0・1歳児: 1.65㎡/1人(乳児室) 3.3㎡/1人(ほふく室) 2歳児 : 1.98㎡/1人	自園調理 調理設備 調理員	20人以上

## 平成28年度における地域型保育事業の認可について

### ●地域型保育事業認可予定者①

設置者	NPO どんど
名称	どんど子保育園
設置場所	津市久居寺町1260
事業形態	小規模保育A型
区域区分	久居区域
開始年月日	平成28年6月1日
利用定員	0歳児3人, 1・2歳児16人
給食の有無	あり
連携施設	久居区域内の施設検討中
保育部屋等面積	乳児室 27.72 m <sup>2</sup> 、保育室 23.42 m <sup>2</sup> 、遊戯室 23.50 m <sup>2</sup> 、便所 11.48 m <sup>2</sup> 、調理室 18.97 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場	敷地内に設置 (33 m <sup>2</sup> 以上)
職員配置	保育士 (常勤5人、非常勤3人)、調理員2人、その他の職員1人

- 平成28年6月1日開所に向けて、施設の整備と認可申請を進めています。
- 4月以降広報誌等により周知を図り、園児の募集を始めます。

●地域型保育事業認可予定者②

設置者	学校法人 野辺野学園
名称	のべの保育園
設置場所	津市久居寺町
事業形態	小規模保育 A 型
区域区分	久居区域
開始年月日	平成 28 年 10 月 (予定)
利用定員	0 歳児 3 人, 1・2 歳児 16 人
給食の有無	あり
連携施設	のべの幼稚園
保育部屋面積	調整中
屋外遊戯場	のべの幼稚園園庭を使用
職員配置	小規模保育 A 型の基準に基づく配置

## 地域型保育事業の認可により得られる効果

### 3号認定子どもへの重点的な確保の推進

0～2歳児の低年齢児（3号認定子ども）は特に待機児童が発生しやすいことから、小規模保育事業の認可により3号認定子どもの確保方策を強化することが可能となります。

### 久居区域での保育の確保

津市子ども・子育て支援事業計画では、旧行政区の10区域別に教育・保育の提供体制の確保を行うこととしています。地域型保育事業①及び②の認可により、久居区域において、より一層の提供体制の確保を進められます。